

## よくある質問

Q	A
1 . 工事希望型指名競争入札の対象工事は、何を見ればわかりますか。	<p>対象工事は、原則として毎月曜日に工事発注表に記載し、ホームページで公表しますので注意してください。</p> <p>また、入札に付す工事については、「公共工事発注見通し」で入札方法を記載して予定を公表しています。ただし発注見通しは、公表基準日時点での予定ですので変更となる場合があります。</p>
2 . 設計図書等を購入したときの領収書は提出しなくてよいですか。	<p>入札参加の条件として設計図書等の購入を定めていますが、販売店から市に直接報告がありますので、領収書等の提出の必要はありません。</p> <p>購入希望者は、あらかじめ「設計図書等購入申込書」をファクシミリで送信し、指定された期限内に購入してください。</p> <p>また、契約書の作成に使用する設計図書等は、従来どおり市が用意します。</p>
3 . 入札参加申込書は持参してはいけませんか。	<p>ファクシミリ以外での申込みは受け付けません。必ず指定の申込用紙を使って、ファクシミリで申し込んでください。</p>
4 . 現場説明会はありますか。	<p>現場説明会は、行いません。設計図書、現場説明書等によって内容を確認してください。</p> <p>質問がある場合は、「設計図書等に対する質問書」に記載してファクシミリで問い合わせしてください。</p> <p>質問内容及び回答を公共工事のホームページに掲載します。</p>
5 . 入札時に提出する工事費内訳書はどのように提出すればよいですか。	<p>入札書を郵送する時に、工事費内訳書を指定の封筒に同封してください。工事費内訳書が同封されていない入札は無効となりますので注意してください。</p> <p>また、工事費内訳書の様式は、ホームページに掲載しています。</p>
6 . 郵便以外の入札はできませんか。	<p>工事希望型指名競争入札は、指定の封筒を使用し、すべて郵便の方法によって入札を行います。持参での参加は認めません。</p> <p>また、指定配達日以外の日に到達した入札書は無効となりますので、必ず郵便局から配達日指定郵便、かつ配達記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で指定日に到達するよう郵便局で手続きしてください。</p>

	<p>郵便入札は、いったん発送すると書換え、引換え等ができません。また、封筒、入札書の記載事項に不備があると無効となることがありますので十分注意してください。</p> <p>入札用の封筒は設計図書の購入時に配布します。</p>
7. 従来のような指名はありますか。	<p>工事希望型指名競争入札においては、原則として入札参加の資格・条件を満たしている参加申込者をすべて指名します。</p> <p>ただし、入札参加申込者数が指名基準数を超えた場合は、審査項目の採点基準に基づき指名基準数を限度として入札参加申込者のうち下位の2割の者を非指名とします。(前年度の同一工種の発注件数が5件に満たない場合を除く。)</p> <p>また、指名した場合はその旨を、指名しなかった場合はその理由を付してファクシミリで通知します。</p>
8. 開札のときに立ち会うことはできますか。	<p>工事ごとに入札立会者を指名します。入札参加申込書の到達した順番が1・3・5番目の方にお願いますので、都合がつく方は立ち会ってください。入札立会者として指名しなかった当該工事の入札参加者の方は、希望があれば入札会場への入室を認めます。</p> <p>入札立会者がいない場合でも開札は行ないます。</p> <p>くじ引きによって落札者を決定する場合で当事者がその場にはいないときは、別に日時を定めくじ引きを行います。</p>
9. 工事希望型指名競争入札は、すべての入札で行われるのですか。	<p>原則として従来通常指名競争入札で行っていた建設工事の入札は、すべて工事希望型指名競争入札で行います。</p> <p>ただし、緊急対応工事及び年間の維持補修工事など特段の事情があるものは対象としません。</p>
10. 入札参加申込書のファクシミリ送信がきちんと届いたことの確認は、どのようにすればよいですか。	<p>着信確認のために、入札参加申込書が送信された場合は、当該入札参加申込書に受付印を押して返送しますので確認してください。</p>
11. 参加申込時に記載した配置予定技術者を落札決定時に他の者と変更することはできますか。	<p>原則として、参加申込書に記載のあった配置予定技術者を変更することはできません。予定どおりに配置してください。ただし、病気、死亡、退職等の真にやむを得ない場合は変更を認める場合がありますのでその旨を届け出てください。</p>